

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 9 号

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成 2 7 年鈴鹿市規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
（条例別表第30号の規則で定める者及び規則で定める額） 第 7 条 条例別表第30号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><td>(1)～(3) 略</td><td>略</td></tr><tr><td>(4) 情報統括監 補佐官</td><td>略</td></tr><tr><td><u>(5) D X推進監</u></td><td><u>月額200,000円</u></td></tr><tr><td><u>(6)～(8) 略</u></td><td>略</td></tr></table>	(1)～(3) 略	略	(4) 情報統括監 補佐官	略	<u>(5) D X推進監</u>	<u>月額200,000円</u>	<u>(6)～(8) 略</u>	略	（条例別表第30号の規則で定める者及び規則で定める額） 第 7 条 条例別表第30号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><td>(1)～(3) 略</td><td>略</td></tr><tr><td>(4) 情報統括監 補佐官</td><td>略</td></tr><tr><td><u>(5)～(7) 略</u></td><td>略</td></tr></table>	(1)～(3) 略	略	(4) 情報統括監 補佐官	略	<u>(5)～(7) 略</u>	略
(1)～(3) 略	略														
(4) 情報統括監 補佐官	略														
<u>(5) D X推進監</u>	<u>月額200,000円</u>														
<u>(6)～(8) 略</u>	略														
(1)～(3) 略	略														
(4) 情報統括監 補佐官	略														
<u>(5)～(7) 略</u>	略														

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。